

国民体育大会に参加する選手は必ずこの用紙に署名捺印の上
大会期間中は常に携帯してください。

国民体育大会ドーピング検査 同意書

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 御中

私は、国民体育大会への参加にあたり、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
ウェブサイトにおいてドーピング検査手続き、規則、注意事項等を熟読、理解し、
以下のように同意します。

- ① 参加する大会の実施要項総則及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、ドーピング検査を受けること
- ② アンチ・ドーピング規則に違反した場合、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に従うこと、また処分や裁定の内容に不服の場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うこと

_____年_____月_____日

選手氏名 _____ 印 _____

※選手が18歳未満の場合、署名のみ(印なし)でも可。

生年月日(西暦) _____年_____月_____日 性別 男・女

選手が18歳未満の場合

私、「親権者氏名」 _____ は、

【18歳未満の競技者】 (以下「甲」)の親権者と
してJADAウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org/>)にて最新の日本アンチ・
ドーピング規程等を含むドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他の日本
アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続(以下「ドーピング・コ
ントロール手続」)等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当
該内容を指導した上で、甲が国民体育大会へ参加し、ドーピング検査の対象となり、
採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コ
ントロール手続に限ることに對して異議を申し述べません。また、上記国民体育大
会ドーピング検査同意書にも同意します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2021年版日本アンチ・ドー
ピング規程等で定義されている通り、18歳未満を未成年(Minor)として扱うもの
とし、18歳、19歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査
をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

_____年_____月_____日

親権者 _____ 印 _____

(法定代理人親権者)

Ver. 2021

国民体育大会 選手カード

選手本人
顔写真
貼付

タテ 4cm×ヨコ 3cm

氏 名 _____

所属都道府県 _____

競技・種目名 _____

JADA 事務局 問合せ先
〒112-0002 東京都文京区小石川1丁目12番14号
TEL: 03-5801-0964 FAX: 03-5801-0944
担当部署: 教育・国際部 教育部・情報部

JADA 事務局 問合せ先
E-mail: kokukai@playtruejapan.org
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
TUE委員会

治療使用特例(TUE)について
① 治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する際は治療使用特例(以下「TUE」といふ)の申請が必要である。申請がJADA-TUE委員会により付与または承認されれば、禁止物質・禁止方法を使用目的で禁止物質・禁止方法を使用する必要がある場合は、治療開始後のTUE申請手続きが認められる。治療開始後早急にTUE申請を行うこと。
② 大会期間中における緊急時のTUE申請は、競技会場及び競技会場直轄(TUE)各場にて受け付けられる。大会開始前30日前までに申請が必要である。その後申請を受け付けられない。大会出場日まで(書面申請)に合わない可能性があるため、可能な限り早急に申請すること。
③ 緊急時の治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する必要がある場合は、治療開始後のTUE申請が必要である。申請がJADA-TUE委員会により付与または承認されれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用可能となる。
④ 大会期間中における緊急時のTUE申請は、競技会場及び競技会場直轄(TUE)各場にて受け付けられる。大会開始前30日前までに申請が必要である。その後申請を受け付けられない。大会出場日まで(書面申請)に合わない可能性があるため、可能な限り早急に申請すること。
⑤ 緊急時の治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する必要がある場合は、治療開始後のTUE申請が必要である。申請がJADA-TUE委員会により付与または承認されれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用可能となる。
⑥ 大会期間中における緊急時のTUE申請は、競技会場及び競技会場直轄(TUE)各場にて受け付けられる。大会開始前30日前までに申請が必要である。その後申請を受け付けられない。大会出場日まで(書面申請)に合わない可能性があるため、可能な限り早急に申請すること。

1. 目的
この実施要項は、国民体育大会(以下「団体」といふ)におけるアスリート・ドーピング活動の
うち検査実施(ICT)の実施について、必要な事項を定めるものとする。
2. 競技会場検査(ICT)の実施
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」といふ)は、公益財団法人日本アンチ・
ドーピング機構(以下「JADA」といふ)、「日本アンチ・ドーピング協会」(以下「協会」といふ)、「
ホップ協会」(以下「ホップ協会」といふ)、「開港場都道府県」(以下「開港場」といふ)、「
会場市町村」(以下「会場市町村」といふ)及び都道府県体育協会等関係組織(開港場・団体と連携
する)による「日本アンチ・ドーピング規程」(以下「規程」といふ)に基づき競技会場検査(ICT)を実施
する。
3. 検査の計画
競技会の計画は、JADAが立案し、実施する。
4. 競技会場検査(ICT)の対象競技種目及び競技者の選定
(1) 競技会場検査(ICT)は、全て正式競技の競技者(選手)とする。
(2) 競技会場検査(ICT)は、JADA及び検査員により、競技会場検査員
は無作為等により選定する。
5. ドーピング検査への同意
国内前中において、競技者は常に、競技者の署名及び捺印がなされている「国民体育大会
ドーピング検査同意書」(以下「同意書」といふ)を携帯するものとする。なお、**競技者が18歳
未満の場合、保護者(親権者)は同意書の内容を熟読の上、同意書への署名及び捺印をする**こと。
6. 競技会場検査(ICT)の通告・検査対象競技者の選定等
(1) 通告は、競技終了後速やかに検査対象競技者に直接通告を行うことが必ずし
もこの限りではない。検査対象競技者の関係者(監督、本部役員、引率者等)への事前
通知は行わない。
(2) 検査を受けることを回避しようとする選手は、アスリート・ドーピング規則違反となり制
裁の対象となる可能性がある。
(3) 郵送用選定手続の関係者(監督、本部役員等)は、必要に応じて当該検査の対象選手がド
ーピング検査の対象となっているかを、IDの提示と競技者名を検査員に届けること
により検査員に知らせる。検査員は、検査対象選手への通告終了後であれば、開
係者(監督、本部役員等)にその情報を伝えることができる。
7. 競技会場検査(ICT)における注意事項
(1) 競技会場検査(ICT)は、競技会場の一部であり、競技会場検査(ICT)が終了するまで競技会
場が閉鎖される。
(2) 検査実施に当たって、競技者本人を確認するために写真撮影が求められる。
(3) 身分証明書類: 写真貼付済み国民体育大会選手カード(個人: 国民体育大会ドーピング
規程で定められている「検査及びドレーピング・コントロール手続」といふ)において、
定められる一連の手続(以下「ドーピング・コントロール手続」といふ)において、
(4) 競技会場検査(ICT)は、規程で定められた種目の検体の提出が完了した段階で終
了となり、検査手続の中断は原則として認められない。
(5) 検査対象競技者に限らず、団体に参加する全ての競技者は、競技会場検査(ICT)の対象と
なることを前提としたアスリート調整(移動・宿泊手配含む)が求められる。